

〈刑事柙書記官の作業〉

- 《勾留質問室へ移動》
〈民事柙書記官の作業〉

被疑者が国選弁護人選任請求の意向を示したとき
 (資力が50万円以上のときは私選申出がある場合に限る)
 ※資力が50万円以上か未満か裁判官が口頭で確認する。

- 《令状事務室において》
〈刑事柙書記官の作業〉

- 不請求、撤回、資力50万円以上（私選申出なし）
の場合

裁判官に表紙の「不請求・撤回」の欄に押印してもらう。

表紙に裁判官の押印があることを確認し、国選弁護人選任請求に関する記録一式をオレンジファイルに入れて、

記簿句

国選弁護人選任請求に関する記録

● 幻覺畫

フリガナ

被疑者名

○留状の受付 月 日 結算 月 日 口委任 口撤回 口取下

【裁判官印】

富ちに指名通知依頼

不積求·德

☐ 女性 ☐ 少年 ☐ 国語 (語)
☐ 名簿①—談話 (談話の行により被害者を3名以上にさせた事例)
☐ (別・前)事件の関連弁護人 _____ (別: 先行事件, 前: 前検問日再進行)
☐ 裁判員裁判対象事件
☐ 切實請求の弁護士 (被害・援助) _____ (京丹・一丹・二丹)
☐ 勾留場所と異なるときの功効被害者 _____ 号
☐
☐

【請求の権限と必要書類】

種 類	☐ 事前請求	☐ 事前請求	☐ 事後請求	☐ 切替請求 (普通)	☐ 切替請求 (優先)	☐ 職場上半 (複数選任)
提出者	被給者 (留保高配)	被給者	被給者 (留保高配)	当番升進者	私選升進者	国選升進者
FAX	可		可	不可	不可	可
	☐ 成績書	☐ 請求書兼賞 力申告書	☐ 成績書	☐ 請求書兼賞 力申告書	☐ 請求書兼賞 力申告書	☐ 請求書兼賞 力申告書
	☐ 成績書添付 書		☐ 成績書添付 書	☐ 成績書添付 書	☐ 成績書添付 書	☐ 成績書添付 書
必要書類	別添 の案件に不 適合な事項 は抹消する (50万円以上の 事件)	☐ 50万円以上 の案件に不 適合な事項 は抹消する ことを選択 し	☐ 50万円以上 の案件に不 適合な事項 は抹消する (50万円以上 の事件)	☐ 50万円以上 の事件に上 の事件を 選択し	☐ 50万円以上 の事件に上 の事件を 選択し	☐ 50万円以上 の事件に上 の事件を 選択し

国選弁護人選任請求書・資力申告書

東京地方裁判所裁判官 殿

※ 該当する箇所の口印にシ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

- 1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

- 2 理由 ※ (2)ア又はイの口印にシ点を付けた場合で、東京にある弁護士会から通知書を受け

- ☐ (1) 貧困のため
☐ (2) 平成 年 月 日、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかった
☐ (3) 東京にある弁護士会から弁護士となつてゐる者の紹介を受けられなかつた
☐ (4) 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた
☐ (5) その他東京にある弁護士会から連絡がない
☐ (6) その他理由（具体的に書いてください）

- 3 資力申告
私の次の資産の合計額（資力という。）と内訳は、記載した
ません。

- (注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳 現金 (□無 ■有 → 約 10 円)
金融機関に対する預貯金 (□無 ■有 → 約 円)

社内預金等	■無	☐ 有	→	約	約	約
金融機関の自己宛小切手	■無	☐ 有	→	約	約	約
郵便為替	■無	☐ 有	→	約	約	約

合計 約 10 円

金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同

※ 社内預金等とは、使用者（船員の場合は船舶所有者）に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯蓄のことです。

平成18年11月9日

氏名 辰川直也 印
(昭和 36 年 3 月 8 日生)

1 添付書類 ☐ 勾留状・告知調書等の写し ☐ 不在・不受任通知書

3 留置・収容場所 丸の内 取扱番()
4 国籍 言語 語
5 他事件との関係並に捜査責任の有無

6 逮捕年月日 平成18年11月8日 勾留状発付の ☐有 ☒無